

国立大学法人高知大学特別賞与の取扱いに関する内規

平成 18 年 10 月 25 日
規 則 第 51 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

「国立大学法人高知大学特例看護職員の給与及び退職手当に関する規則」（以下「特例規則」という。）については、下記のとおりその運用を行うものとする。

記

（定義）

第 1 条 この内規において、「本学」とは国立大学法人高知大学のことをいい、「職員」とは特例規則第 1 条第 2 項に規定する特例看護職員をいう。

- 2 特例規則第 1 条第 2 項において「この規則の適用を受けることを採用時に選択し、本学が認めた者」とは、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する採用のための書類提出時に、別に定める特例規則適用選択届を提出し、本学がその適用を認めた者とする。

（支給等）

第 2 条 特例規則第 2 条に規定する「賞与の支給期」に支給する者は、当期の賞与支給に係る基準日に在職する者をいう。

- 2 特例規則第 2 条第 1 項ただし書に規定する「その勤務月数に応じて、これを減額又は増額して支給する」とは、以下のとおり算出した額を支給することをいう。

(1) 特例規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者 同規則第 2 条第 1 項本文に規定する支給額を 6 で除した額（以下「按分額」という。）に当該期間中における勤続月数を乗じた額

(2) 特例規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する者 按分額に、一期前の賞与支給に係る基準日の翌日以降の勤務月数を乗じた額

（勤続月数の定義）

第 3 条 特例規則第 2 条第 1 項ただし書において「勤続月数」とは、職員が本学に在職した月数をいい、その者が本学の職員となった日又は職員として復職した日の属する月から基準日又は退職等した日の属する月までの月数によるものとする。

- 2 前項の勤続月数に次の各号のいずれかに該当する月が含まれる場合には、その月数（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。）の 2 分の 1 に相当する期間を除算

した期間をもって、その勤続月数とする。ただし、当該期間の全期間にわたって勤務した日がない職員には、その期の特別賞与を支給しない。

- (1) 就業規則第 13 条に規定する休職（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する業務上あるいは通勤による負傷若しくは疾病のほか、国等の機関の業務に従事するための休職を除く。）の期間
 - (2) 就業規則第 65 条第 1 項第 3 号に規定する停職の期間
 - (3) 国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則（以下「育児休業規則」という。）、国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則により、育児休業又は介護休業を取得した期間
 - (4) 育児休業規則第 18 条の 2 の規定により育児短時間勤務をした職員として勤務した期間のうち、当該期間から当該期間に育児休業規則第 18 条の 12 に規定する算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 国立大学法人高知大学職員の自己啓発等休業に関する規則第 2 条第 4 項に規定する自己啓発等休業の期間
 - (6) 国立大学法人高知大学職員の配偶者同行休業に関する規則第 2 条第 3 項に規定する配偶者同行休業の期間
- 3 前項により算出した勤続月数に 1 月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 118 号）

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日規則第 110 号）

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この内規は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(第1条関係)

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

氏名

特例規則適用選択届

今般、国立大学法人高知大学に採用されるにあたり、「国立大学法人高知大学特例看護
職員の給与及び退職手当に関する規則」の適用を受けることを選択します。